

広島県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十三年三月三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

平成二十二年広島県選挙管理委員会告示第五十五号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十二年一月十三日提出の「金井塚はるか後援会」の平成二十一年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理年月日
金井塚はるか後援会	収入・支出の総額 収入総額 (前年からの繰越額) 翌年への繰越額 2,198,573 円 1,997,222 円 2,132,786 円	収入・支出の総額 収入総額 (前年からの繰越額) 翌年への繰越額 698,573 円 497,222 円 632,786 円	平成二十三年 一月一四日